

柏原地域密着型高齢者施設 太 寿 運営推進会議規程（案）

地域密着型特定施設入居者生活介護事業所「特養29床」
認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム9床」

社会福祉法人寿光会
柏原地域密着型高齢者施設 太 寿

（目 的）

第1条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」に基づき、利用者が求める充実した生活と事業所の健全な運営を実現するため、利用者や家族、地域住民、関係機関等からの要望、助言等を聞く機会として「柏原地域密着型高齢者施設太寿運営推進会議」（以下「会議」といいます。）を設置します。

（組 織）

第2条 会議は、次に掲げる委員で組織します。

- (1) 利用者の代表者 2名
- (2) 利用者の家族 2名
- (3) 地域住民の代表 1名（地区福祉委員会・児童民生委員等の代表）
- (4) 柏原市地域包括支援センター職員2名
- (5) 柏原市職員 1名
- (6) 事務担当職員 1名
- (7) グループホーム太寿管理者 1名
- (8) 太寿 統括マネジャー 1名
- (9) 太寿 施設長 1名

2 委員は施設長が委嘱する。

3 施設長の指名する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 会議の開催にあたり、その他の委員が必要とされた場合は、その都度、会議において協議し出席を依頼することとします。

（会議の開催）

第3条 会議の開催方法は次の通りとします。

- (1) 会議は、原則として定例会議を年6回（1回／2ヶ月）開催します。
但し、定例会議の他、会議参加者等が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとします。
- (2) 会議は施設長の名において行います。
- (3) 会議の進行は、特に希望者・推薦がない場合施設側にて行います。

(議 題)

第4条 会議の議題は次の通りとします。

- (1) 事業所における利用者の状況、サービス提供の状況
- (2) 事業所サービスの評価
- (3) 事業所サービスへの要望、助言等
- (4) その他特に必要と認められた事項

(会議の成立)

第5条 会議の成立は参加者の過半数の出席で成立するものとします。

尚、やむを得ず会議を欠席する場合には、会議での内容を報告し、事業所の運営状況等を確認していただきます。

(通知方法等)

第6条 会議開催の通知方法等は次の通りとします。

- (1) 会議開催通知は、書面配布、ホーム内掲示等により行います。
- (2) 開催通知には、開催日、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を含みます。

(記録の作成及び公表)

第7条 会議の議事については、開催の都度出席者の発言の記録を作成するとともに、事業所内で閲覧できるようにします。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 会議の開催及び運営上に必要と考えられる項目・事項については、委員の協議の元、この規則に追加し及び変更し実行できるものとします。

附 則

この規定は、平成23年6月28日から施行します。